

# 北海道景観行政団体等連携会議 規約

平成22年5月26日

(名 称)

第1条 本会は、北海道景観行政団体等連携会議（以下「連携会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連携会議は、良好な景観形成のより一層の推進を目指し、道内景観行政団体が連携を図り、景観法及び関連制度を活用した景観施策を効率的・効果的に推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 連携会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 先進的な取組事例や道内における景観形成に有用な取組事例についての情報交換及び相互アドバイス
- (2) 北海道の景観形成を先導する景観施策の展開
- (3) 景観資源を観光振興・地域活性化につなげる施策の展開

(構 成)

第4条 連携会議は、北海道開発局、北海道、景観行政団体及び本会の趣旨に賛同し、参加を希望する市町村で構成する。

(会 議)

第5条 連携会議は、毎年1回開催するほか、事務局が必要と認めるときは随時開催するものとする。

2 連携会議の構成者は、必要に応じて、代理出席ができるものとする。

(事務局)

第6条 連携会議の事務局は、北海道開発局事業振興部都市住宅課及び北海道建設部まちづくり局都市計画課に置く。